

○犯罪による収益の移転防止に関する法律

平成十九年 一月一日以降有効な旧規定

改正法律 第六

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成十八・六・三六法) 附則 四
条(平成十九・六・二まで施行)

(定義)

第一条(略)

第二条(略)

第三条(略)

第四条(略)

第五条(略)

第六条(略)

第七条(略)

第八条(略)

第九条(略)

第十条(略)

第十一条(略)

第十二条(略)

第十三条(略)

第十四条(略)

第十五条(略)

第十六条(略)

第十七条(略)

第十八条(略)

第十九条(略)

第二十条(略)

第二十一条(略)

第二十二条(略)

第二十三条(略)

第二十四条(略)

第二十五条(略)

第二十六条(略)

第二十七条(略)

第二十八条(略)

第二十九条(略)

第三十条(略)

第三十一条(略)

第三十二条(略)

うかの判断に必要な限度において行うものとする。
(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

㉜(略)

㉝(略)

㉞(略)

㉟(略)

㊱(略)

㊲(略)

㊳(略)

㊴(略)

㊵(略)

㊶(略)

㊷(略)

㊸(略)

㊹(略)

㊺(略)

㊻(略)

疑わしい取引の届出等
第八条(略)

第九条(略)

第十条(略)

第十一条(略)

第十二条(略)

第十三条(略)

第十四条(略)

第十五条(略)

第十六条(略)

第十七条(略)

第十八条(略)

第十九条(略)

第二十条(略)

第二十一条(略)

第二十二条(略)

第二十三条(略)

第二十四条(略)

第二十五条(略)

第二十六条(略)

第二十七条(略)

第二十八条(略)

第二十九条(略)

第三十条(略)

第三十一条(略)

第三十二条(略)

第三十三条(略)

第三十四条(略)

第三十五条(略)

第三十六条(略)

第三十七条(略)

第三十八条(略)

第三十九条(略)

第四十条(略)

第四十一条(略)

第四十二条(略)

第四十三条(略)

第四十四条(略)

第四十五条(略)

第四十六条(略)

第四十七条(略)

第四十八条(略)

第四十九条(略)

第五十条(略)

第十五条(略)

第十六条(略)

第十七条(略)

第十八条(略)

第十九条(略)

第二十条(略)

第二十一条(略)

第二十二条(略)

第二十三条(略)

第二十四条(略)

第二十五条(略)

第二十六条(略)

第二十七条(略)

第二十八条(略)

第二十九条(略)

第三十条(略)

第三十一条(略)

第三十二条(略)

第三十三条(略)

第三十四条(略)

第三十五条(略)

第三十六条(略)

第三十七条(略)

第三十八条(略)

第三十九条(略)

第四十条(略)

第四十一条(略)

第四十二条(略)

第四十三条(略)

第四十四条(略)

第四十五条(略)

第四十六条(略)

第四十七条(略)

第四十八条(略)

第四十九条(略)

第五十条(略)

第五十一条(略)

第五十二条(略)

第五十三条(略)

第五十四条(略)

第五十五条(略)

第五十六条(略)

第五十七条(略)

第三〇条・第三十一条（略）改正後の第三十条・第三十二条

第二案第一項第二号から第三十六号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約、預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。の締結、為替取引その他の政令で定める取引
--------------------------------	-----------------------------	---

[illegible]

	第二項第四十号に掲げる者	法律第九十九条の六第三項若しくは第十九条に定める業務又はこれらに随つてする職務のうち、顧客のために次に掲げる行為又は系統（政令で定めるものを除く）についての代理として行以下「特定受任行為」等という。）に係るもの 一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定めるものの組織・運営又は管理関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であつた場合に於て政令で定めるものに係るこれに相当するものとて政令で定める行為又は手続を含む） 三 現金、預金、有価証券その他の財産的管理は処分（前二に該当するものを除く）	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
	第二項第四十四号に掲げる者	法律第百三十条第六項第一号第三若しくは第七條の規定に附随し、若しく関連する業務のうち、特定の受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
	第二項第五十五号に掲げる者	公認会計士法第八十一条第一号若しくは第三四條又は別表第一に掲げられ、若しくは連する業務のうち、特定の受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
	第二項第六十六号に掲げる者	税理士法（昭和二十六年法律第十三号）第十六條（税理師）及び第十八條（認定税理士）の内容とすると約の締結その他の政令で定める取引	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの